

## 資料4

### トピックス掲載一覧

ページ	事業名	内容
58	60歳からのこころとからだのメンテナンス事業	新規事業紹介
63	新宿いきいき体操普及啓発事業	事業紹介
90	認知症サポーター養成講座	事業紹介
97	がん患者・家族に対する支援講座	新規事業紹介
137	地域安心カフェの展開	事業紹介
139	ぬくもりだよりの配布	事業紹介

## 新宿区災害時要援護者支援プラン（素案）の要点

支援プランでは、プラン骨子で課題となっていた、「災害時要援護者名簿登録者の拡大」、「安否確認・避難誘導方法」、「避難所での対応支援」、「二次避難所（福祉避難所）での対応」、「地域連携・協働体制のしくみづくり」の5つの項目について、以下のとおり施策を示した。

施策 1	災害時要援護者名簿の登録者拡大と情報の共有化
------	------------------------

## (1) 災害時要援護者名簿の登録要件の見直し

〔名簿登録対象〕

- 75歳以上の一人暮らし（日中独居を含む）又は75歳以上のみ世帯の者
- 要介護3以上の者
- 認知症の症状のある者
- 障害者等で支援が必要な者
- 難病や特別な医療ケアを受けている者
- 災害時の避難等に支援を要する者

## (2) 様々なルートや機会を通じた名簿登録勧奨

## (3) 新名簿管理システムの整備による災害時要援護者の正確な所在の把握

## (4) 災害時の安否確認等を円滑に行うための名簿情報の共有範囲の拡大

施策 2	安否確認及び避難誘導方法
------	--------------

## (1) 安否確認及び避難誘導の方法

地域による安否確認及び避難誘導、施設・事業運営者による安否確認及び避難誘導など複数のルートを通じて対応を行う。

## (2) 安否確認の手段

主に本人等への電話による確認とするが、通信不通である場合は、自転車・徒歩による巡回や訪問での確認を行う。

## (3) 安否確認等の情報の集約・照合

地域や施設・事業運営者など複数のルートを通じて行った安否確認・避難情報について、重複や欠落を防ぐため、それぞれの安否確認・避難情報を災害対策本部に集約し照合する。

## (4) 地域による安否確認及び避難誘導

発災直後の近隣による声かけ、一時集合場所など一時的に退避した場所を拠点とする地域に

よる安否確認や避難誘導、避難所を拠点に、防災区民組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員、避難所運営管理協議会を中心に避難者の協力を得て、安否確認及び避難誘導を行う。

(5) 民生委員・児童委員、施設・事業者による安否確認及び避難誘導

民生委員・児童委員は、平成 23 年度に策定した安否確認マニュアルにもとづく災害時要援護者の支援体制づくりを進めている。

その他、各施設及び事業者を主体とする安否確認や避難誘導は、各施設及び事業者の定めるところによる。

施策 3	避難所での対応・支援の強化
------	---------------

(1) 避難所への災害時要援護者専用避難スペースの設置

各避難所に、各種事情から二次避難所機能の併設も視野に入れ災害時要援護者専用の避難スペースを事前に確保しておくなどの対応を検討する。

(2) 避難所での対応

避難所に避難した災害時要援護者に対しては、施設の関係で要援護者専用スペースが確保できない場合でも、できるだけ環境の良い場所への収容、避難生活を送る上での障害の排除、視覚・聴覚障害者への災害情報の提供への配慮などに努める。

(3) 備蓄物資

避難所では、災害時要援護者のための食糧として、乳幼児用の粉ミルクとミネラルウォーター、高齢者用のおかゆの備蓄を行っている。

(4) ボランティア活動

ボランティアについては、新宿区社会福祉協議会との連携により共同設置する総合ボランティアセンターから派遣され、避難所活動に従事する。

施策 4	二次避難所（福祉避難所）での対応・支援
------	---------------------

(1) 二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営

受け入れ対象となる高齢者、障害者、乳幼児親子等のそれぞれの特性に配慮した受け入れ体制づくりを行う。

また、指定管理者制度を導入している施設が多いことから、災害時における協力体制整備を行うため、災害時協力協定の締結及び災害時活動マニュアルの策定等の準備を進め、順次、災害時協力協定を締結し、協力体制の整備を行っていく。

(2) 二次避難所（福祉避難所）での対応

二次避難所での対応は、「施策 3 避難所での対応・支援の強化」に準じて行う。また、災

害時要援護者が安心して避難生活を送ることのできるよう、生活必需品の確保を図るとともに、日常生活に対する相談体制や災害時要援護者同士の交流会を開くなど、身心の安定に努める。

### (3) 備蓄物資

平成 21 年度より、3 年計画で、避難生活上必要度の高いとされるポータブルトイレ、段ボールベッド及び防寒具等を配備している。また、平成 23 年度から 24 年度にことぶき館等及び障害者福祉施設に対し、毛布、アルファ化米等の食糧、水、発電機などの備蓄物資の拡充を行っている。

### (4) ボランティア活動

二次避難所（福祉避難所）におけるボランティア活動については、「3 避難所での対応・支援の強化」に準じて行う。

施策 5	地域連携・協働体制のしくみづくり
------	------------------

平成 23 年度に、地域の支援体制を整備するため、防災区民組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、東京社会福祉士会、障害者団体連絡協議会、高齢者総合相談センター、区内 4 警察署、区内 3 消防署、区（災害時要援護者部会）といった地域の団体や行政組織との連携・協働の体制づくりとして、これらを構成員とした会議体「災害時要援護者対策関係機関連絡会」を設置した。

今後、連絡会等での議論を災害時要援護者の避難支援体制づくりに生かしていく。

〔 地域支援事業の規模と経費 〕

経費単位：千円

事業名		規模単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			規模	経費	規模	経費	規模	経費
介護予防事業 (①)				191,900		209,239		228,111
生活機能評価事業	生活機能評価の実施、2次予防事業対象者の選定	2次予防事業 対象者の選定数	3,500	61,901	3,500	61,901	3,500	61,901
通所型介護予防事業 (介護予防教室)	筋力向上トレーニング教室 (マシンあり)	人/年	192	81,165	2,000	132,317	2,000	133,939
	筋力向上トレーニング教室 (マシンなし)	人/年	144					
	転倒予防教室	人/年	96					
	水中運動教室	人/年	64					
	総合的予防改善教室	人/年	330					
	低栄養改善教室	人/年	96					
	口腔機能改善教室	人/年	96					
介護予防普及啓発事業	認知症予防教室	人/年	160	45,863				
	尿漏れ改善教室	人/年	48					
	筋力トレーニング	人/年	112					
	筋力バランストレーニング (座位中心)	人/年	200					
	筋力バランストレーニング (立位中心)	人/年	200					
	認知・うつ閉じこもり予防事業	—	—					
地域介護予防活動支援事業	地域での継続的介護予防活動に対する支援	—	—	2,971	—	15,021	—	32,271
介護予防一般高齢者施策評価事業		—	—	—	—	—	—	—
包括的支援事業 (②)				382,471		403,497		428,117
介護予防ケアマネジメント事業	高齢者総合相談センター (地域包括支援センター) 事業	—	—	382,471	—	403,497	—	428,117
総合相談・権利擁護事業								
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業								
地域支援事業 合計 (①+②)				574,371		612,736		656,228

※ 2次予防事業対象者把握事業は、各年度、概ね高齢者人口の6%を選定対象として見込む

※ 規模、経費を数値で表現しにくい事業は「-」と表示